第3期 たつの市地域福祉計画

令和5年度(2023年度)~令和9年度(2027年度)



平成 30 年3月に「第2期たつの市地域福祉計画」を策定してから5年が経過し、本市を取り巻く状況は大きく変わりました。特に新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、これまでの社会のあり方を根本的に変え、少子高齢化の進行と併せて、地域コミュニティとそこで生活する市民の生活に甚大な影響を及ぼしています。地域における課題も多様化し、「ヤングケアラー」「ひきこもり」など、複雑化・複合化した問題を抱えている人たちへの支援に焦点



があてられるようになったものの、従来の各部署個別の対応では受け止めきれない事 案が増えています。このような変化への対応と課題の解決に向け、取り組んでいくこ とが求められています。

このような状況を踏まえ、国は地域福祉計画の根拠法令である「社会福祉法」を改正し、すべての人が参加し、思いやりと支え合いのコミュニティを創っていく「地域共生社会」の実現と、すべての人に支援の手を届けていくためにさまざまな機関が協働し、包括的かつ重層的に受け止めていくための「重層的支援体制整備」に取り組んでいくこととしました。

そこで、本市におきましても「第2期たつの市地域福祉計画」の実績を検証し、地域の実態や市民の意見を踏まえた上でより良い地域社会の形成を目指し、「第3期たつの市地域福祉計画」を策定しました。

めまぐるしく変化する社会情勢のなかで、誰もがおだやかに暮らしていくことができる地域づくり。この簡単なようで不断の努力が必要な課題の実現には、市民の皆様や関係諸機関の参画と協働が不可欠です。この計画の推進のために、今後とも皆様のより一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画策定にあたり、熱心に御審議いただきました、たつの市地域福祉 計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただきました市民の皆 様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

たつの市長 山 本 実

目 次

第1	L 章 地域福祉計画策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	2 地域福祉とは	2
3	3 計画の位置付け	3
4	↓ 計画の期間	3
5	5 計画の策定体制	5
	(1)アンケート調査の実施	5
	(2)たつの市地域福祉計画策定委員会による審議	5
	(3)計画素案の公表、市民からの意見募集	5
第2	2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
1	L 統計データ等からみた地域の状況	6
	(1)人口構成	6
	(2)人口の推移	7
	(3)世帯構成の推移	8
	(4)高齢者世帯数の推移	9
	(5)障害者数の推移	10
	(6)子どもの状況	12
	(7)要介護(要支援)認定者数の状況	13
	(8)生活保護受給者の状況	13
2	2 市民アンケートからみた状況	14
	(1)近所の人との付き合いの程度について	14
	(2)地域活動やボランティア活動をしたことがない理由について	15
	(3)手助けして欲しいこと、手助けできることについて	16
	(4)市の相談窓口について	17
	(5)地域福祉を充実するための市民と行政との関係について	18
	(6)たつの市で誰もが住みよく安心して生活していくために 必要なことについて	19
	(7)たつの市の重点課題について	20
第3	3章 計画のめざす方向	
1	基本理念	21
2	2 本計画と SDG s との関連	22
3	3 計画策定の前提条件	22
4	↓ 計画の基本目標	23
5	5 施策の内容	24

第4章 計画のめざす方向

基本目標 1 誰もが適切に支援を受けること σ)できる仕組みづくり25
(1)わかりやすい情報発信と啓発活動	の充実25
(2)相談しやすい体制の構築とアウト	リーチの充実28
基本目標 2 生活を支える連携した包括的で	重層的な体制づくり31
(1)適切な福祉サービスの提供と量や	質の充実31
(2) 包括的かつ重層的な支援体制の充	実34
基本目標3 安心して暮らせる支え合いと助り	†合いの地域づくり36
(1) 地域住民による相互の見守りと支	え合いの促進36
(2) 災害に対する備えの強化	38
基本目標4 地域で気軽につながれる環境	づくり40
(1) 共に生きる社会づくり	40
(2)交流・ふれあいの促進	42
(3)地域活動の担い手の育成	44
2 基本方針	
	画の推進52 53
資料編	
	要綱54
3	F.Q.

第 $oldsymbol{1}$ 章 地域福祉計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は今後も一貫して減少する見込みとなっており、核家族化の進展、生涯未婚率の上昇とこれに伴う出生率の低下、平均寿命の伸長と人口に占める高齢者の割合(高齢化率)の上昇、配偶者を亡くしたり施設入所したりするなどして単身となる高齢者の増加により、単身世帯の増加と2人以上の人が属する複数世帯の減少が予想されます。高齢者世帯(P8参照)、共働き世帯、ひとり親世帯(P7参照)の割合が増加することにより、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる一方、家庭環境の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、家族及び地域の支援力が低下すること、個人や世帯単位で、多様で複合的な課題を抱える事例が今後も増えていくことが考えられます。

このような状況を受け、国の方針として、これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活 そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景に「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的で重層的な支援体制の構築が求められています。また、物価の高騰、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等、変化の激しい社会情勢の中で、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく、「地域共生社会」の実現が掲げられています。社会の変化とともに、地域福祉を取り巻く環境は変化し続けています。

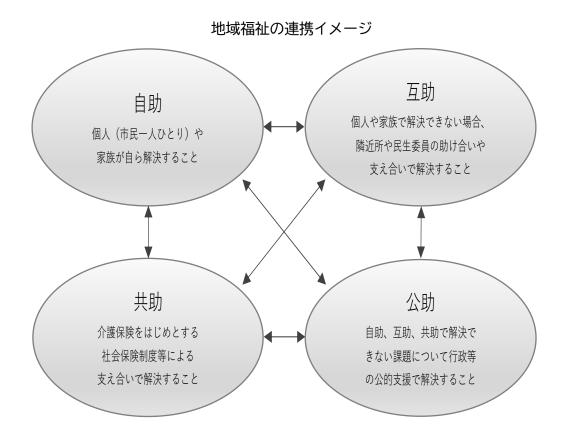
本市では、平成30年(2018年)3月に「みんなの「わ」でつくる たつの市のふだんのくらしのしあわせ」を基本理念とした第2期たつの市地域福祉計画を策定し、地域の福祉力を高めることを目的に、地域の人との「つながり」を強めながら福祉施策や地域活動を進めてきたところですが、令和4年度(2022年度)で終了することから、これまでの取り組みを検証し、市民や関係団体の意見を取り入れながら、市民・福祉団体・行政等がともに考え、ともに取り組みを推進するとともに、計画を見直し、様々な社会の変化に向き合うことができるよう令和5年度(2023年度)以降の「第3期たつの市地域福祉計画」(以下、「本計画」)を策定するものです。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、市民一人ひとりが自分らしく生きるために、相互のつながりや思いやりを持って支え合い助け合う、ともに生きるまちづくりの精神やしくみのことです。

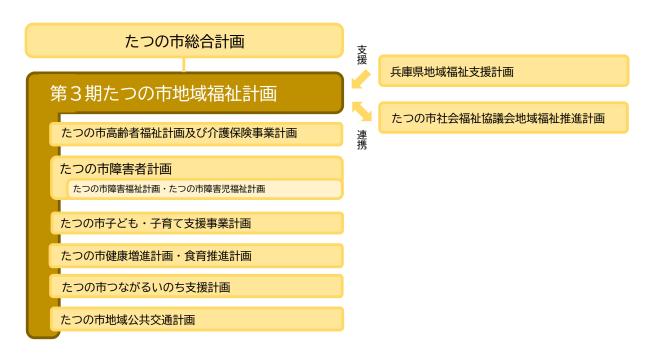
地域福祉の向上のためには、地域において誰もが何らかの役割を担い、人と人とが支え合い、あらゆるところから支援の手が伸びてくるような、地域共生社会の実現に取り組む必要があります。

そのためには、様々な生活問題に対して、個人や家族で解決できることは自ら行い【自助】、それでも解決できないことは地域の身近な窓口である民生委員、社会福祉協議会が進める住民同士の相互扶助【互助】や社会保険制度等【共助】を活用して地域の中で助け合い、更に第三者が介入しづらい問題については行政等が行う公的支援【公助】を活用して解決を図ることが求められます。



3 計画の位置付け

本計画は、「第2次たつの市総合計画後期基本計画」を上位計画とする、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」に規定される行政計画です。高齢者・障害者・子ども・子育て・健康増進・食育といった、福祉分野個別計画の上位計画にあたり、各分野の枠を超えて、横断的に福祉施策を展開していくことを目的とします。



4 計画の期間

本計画は令和5年度(2023年度)を初年度とし、令和9年度(2027年度)までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間内において、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
たつの市総合計画	第2次									第3次
たつの市地域福祉計画	第2期					第3期				
たつの市障害者計画	第3次						第4次			
たつの市障害福祉計画	第5期			第6期			第7期			第8期
たつの市障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期			第4期
たつの市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画	第7期			第8期			第9期			第10期
たつの市 健康増進計画・食育推進計画	第2次	第3次						第4次		
たつの市 つながるいのち支援計画		第1期								
たつの市 子ども・子育て支援事業計画	第1期		第2期					第3期		
たつの市 地域公共交通網形成計画	第1次				第2次					
たつの市社会福祉協議会 地域福祉推進計画	第3次					第4次				

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、地域福祉をめぐる動向を踏まえ、地域におけるさまざまな課題や福祉ニーズ、社会資源の現状を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	● 市内在住の 18 歳以上の方
調査数	● 1,000名
調査方法	● 郵送による配付・回収
調査期間	● 令和4年10月28日(金)~令和4年11月11日(金)
回収数	● 455名(回収率 45.5%)

調査対象	● 市内6カ所の圏域ケア会議参加者(民生委員、福祉事業従事者)
調査数	● 100名
調査方法	● 調査の趣旨・内容を対面で説明し配布、郵送により回収
調査期間	● 令和5年1月4日(水)~令和5年1月31日(火)
回収数	● 44名(回収率 44%)

(2) たつの市地域福祉計画策定委員会による審議

計画案を検討する場として、「たつの市地域福祉計画策定委員会」を設置し、令和5年(2023年)2月から3月まで計2回の会議を行いました。

この「たつの市地域福祉計画策定委員会」には、学識経験者や関係機関から参画いただき、10名の委員にさまざまな見地からの議論をいただきました。

(3) 計画素案の公表、市民からの意見募集

令和5年(2023年)3月に計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

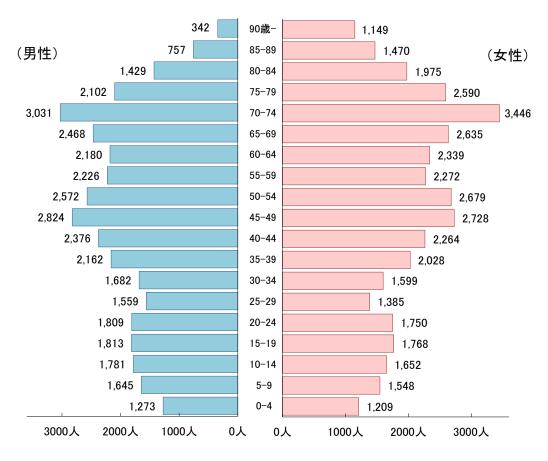
第 2 章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データ等からみた地域の状況

(1) 人口構成

令和3年度(2021年度)の本市の人口は、男性36,031人、女性38,486人、合計74,517人となっています。

年齢階層別にみると、男性、女性ともに「70~74歳」と「45~49歳」が多くなっています。いわゆる「団塊の世代」とその子である「団塊ジュニア世代」といわれる層で、これら人口の多い年代の人たちの抱える問題にどう向き合うかが全国的な課題となっています。また、男性、女性ともに「15~19歳」から、年齢階層が下がるほど人口が減少していることがわかり、少子化の傾向がこの表でも明らかとなっています。

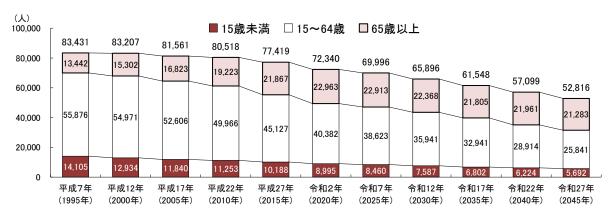


資料:たつの市統計書 (令和4年3月31日現在)

(2) 人口の推移

① 総人口の推移

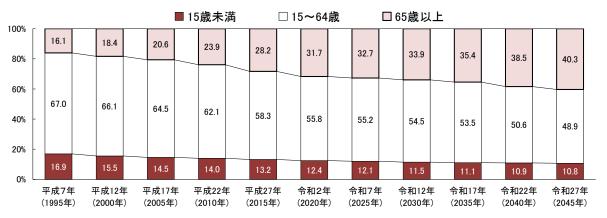
総人口は平成7年(1995年)以降減少を続けており、将来推計においても人口減少・ 少子高齢化は避けられないと見込まれています。



資料: 国勢調査(平成7年(1995年)~令和2年(2020年)(各年10月1日現在)) 国立社会保障・人口研究所(令和7年(2025年)~令和27年(2045年))

② 年齢3区分別人口構成の推移

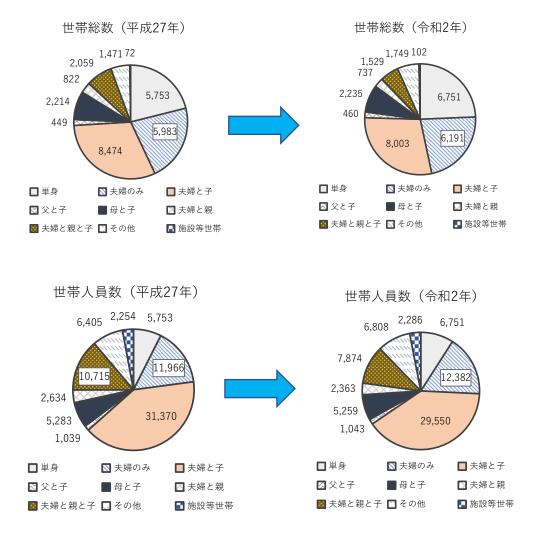
年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(15 歳未満)の割合は一貫して減少しており、令和2年(2020年)に12.4%となっている一方、老年人口(65 歳以上)の割合は増加で推移しており、31.7%となっています。併せて、生産年齢人口(15歳以上65歳未満、主に就労等して社会を支える年齢層)の減少も問題となっています。



資料: 国勢調査(平成7年(1995年)~令和2年(2020年)(各年10月1日現在)) 国立社会保障・人口研究所(令和7年(2025年)~令和27年(2045年))

(3)世帯構成の推移

平成27年(2015年)と令和2年(2020年)の世帯構成を比べたところ、単身世帯は5,753世帯から6,753世帯と、17.3%もの増加となっています。核家族世帯を見ると、夫婦と子世帯が微減し、その分、子が巣立った夫婦のみ世帯へとスライドし、微増。ひとり親(父子・母子)世帯は横ばいで、全世帯数における比率は増加しています。一方、核家族以外の世帯について、夫婦と親、夫婦と親と子が同居する世帯は減少を続けており、同居して親の世話をする世帯が減っていることが明らかとなっています。

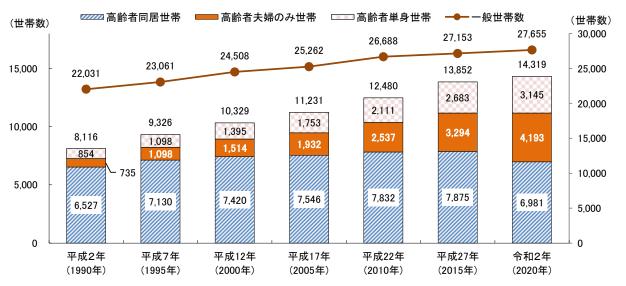


資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

(4) 高齢者世帯数の推移

一般世帯数(市全体の世帯数)は増加で推移しており、令和2年(2020年)は27,655世帯となっています。

高齢者世帯の推移は、高齢者同居世帯1は増加傾向にあったものの平成27年(2015年)から令和2年(2020年)にかけて減少に転じています。一方、高齢者夫婦(男性65歳以上、女性60歳以上)のみ世帯数、高齢単身世帯数は依然として増加しており、令和2年(2020年)ではそれぞれ4,193世帯、3,145世帯となっています。これは、配偶者を失ったり施設入所したりするなどして単身となる世帯が増えていること、子らと同居していたものが、子らの結婚や就職などを機に別世帯となる夫婦のみ世帯が増えていることが理由となっています。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

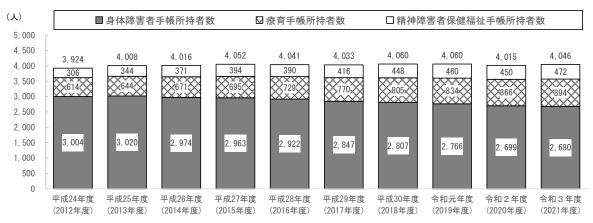
-

¹ 高齢者同居世帯:65歳以上の人がいる世帯で高齢者夫婦のみ世帯と高齢者単身世帯を除いた世帯

(5) 障害者数の推移

① 障害者手帳所持者数の推移

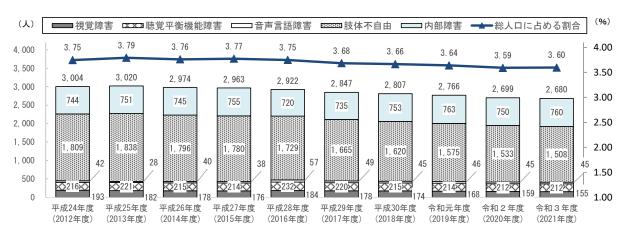
本市の令和3年度(2021年度)の手帳所持者数(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者(重複含む))は、4,046人となっています。身体障害者手帳所持者数は減少傾向にある一方で、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。



資料:たつの市統計書 (各年度末現在)

② 身体障害者手帳所持者の障害別の推移

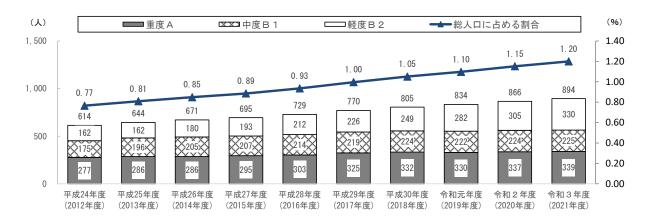
身体障害者手帳所持者数全体の推移をみると、減少傾向にあります。障害の種類別に みると、肢体不自由(手足に係る障害)が最も多く、全体の約6割程度を占めています。 また、内部障害(内臓等に係る障害)も次いで多く全体の3割程度を占めています。



資料:たつの市統計書 (各年度末現在)

③ 療育手帳所持者の程度別の推移

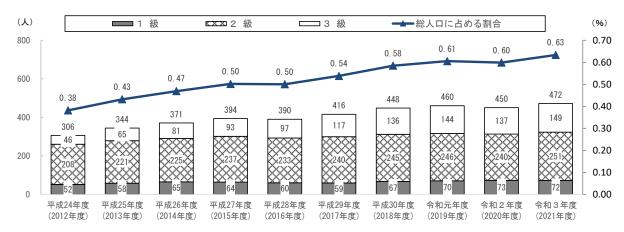
療育手帳²所持者数全体の推移をみると、増加傾向にあります。等級別にみても、いずれの等級も増加傾向にあり、令和3年度(2021年度)の療育手帳所持者数は重度 A が最も多く339人となっています。また、平成24年度(2012年度)から令和3年度(2021年度)までの増加数をみると、軽度 B2が168人となっており、重度A(62人)、中度B1(50人)に比べて多くなっています。



資料:たつの市統計書 (各年度末現在)

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳³所持者数全体の推移をみると、増加傾向にあります。等級別にみると、2級が最も多く、全体の5割程度を占めています。また、1級はほぼ横ばいで推移していますが、2級、3級は増加傾向にあります。



資料:たつの市統計書 (各年度末現在)

-

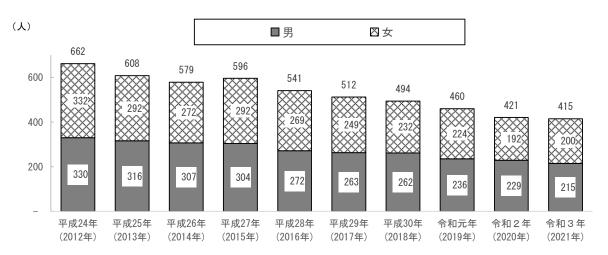
² 療育手帳:児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳

 $^{^3}$ 精神障害者保健福祉手帳:精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人に交付される手帳

(6) 子どもの状況

① 出生数の推移

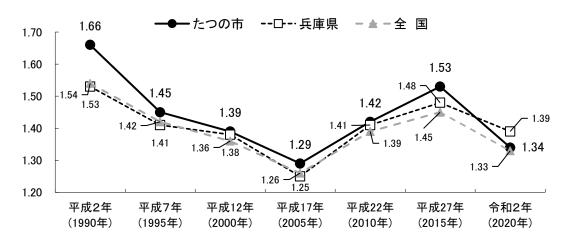
出生数は平成 27 年(2015年) に増加に転じたものの減少傾向にあり、平成 24 年(2012年) と令和3年(2021年) を比較すると 247人(37.3%)減少しています。



資料:保健統計年報 (各年10月1日現在)

② 合計特殊出生率の推移

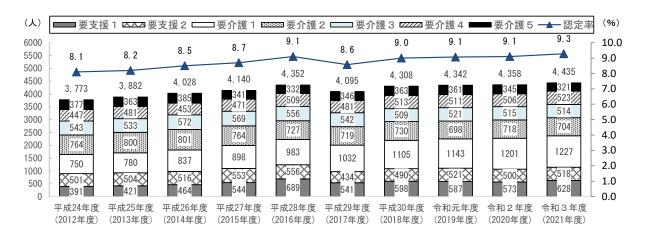
合計特殊出生率は、平成27年(2015年)まで兵庫県や全国よりも高く推移していましたが、令和2年(2020年)では1.34となっており、兵庫県を下回っています。



資料:国勢調査(全国、兵庫県 各年10月1日現在)、保健統計年報(各年10月1日現在)

(7)要介護(要支援)認定者数の状況

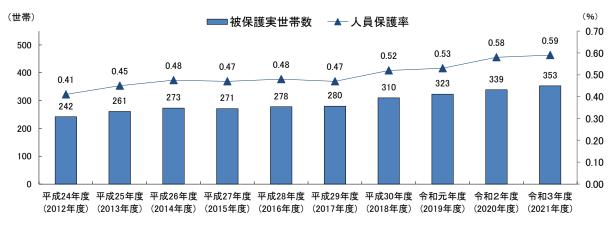
令和3年度(2021年度)の要支援、要介護認定者数は4,435人となっており、要介護認定率は9.3%となっています。



資料:たつの市統計書 (各年度末現在)

(8) 生活保護受給者の状況

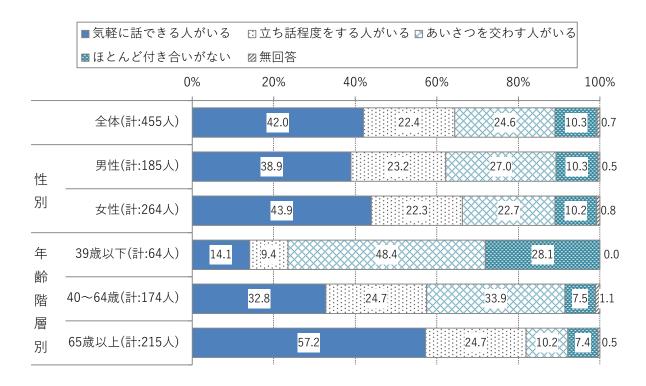
令和3年度(2021年度)の生活保護受給世帯数は353世帯となっており、平成29年度(2017年度)から一貫して右肩上がりの傾向にあります。



資料:たつの市統計書 (各年度末現在)

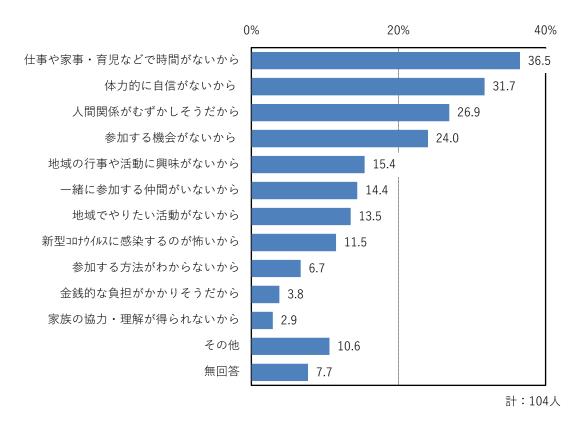
2 市民アンケートからみた状況

(1) 近所の人との付き合いの程度について



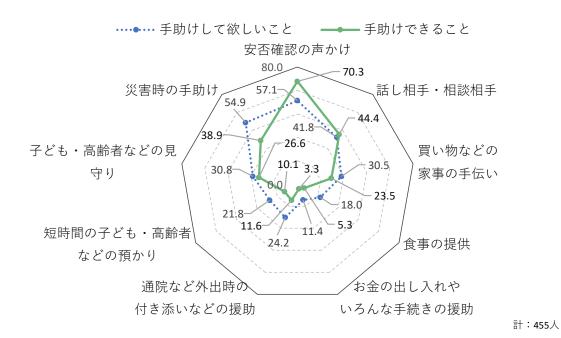
- ●近所の人との付き合いの程度について、「気軽に話できる人がいる」と回答した人の割合が最も高く 42.0%となっています。次いで「あいさつを交わす人がいる」(24.6%)、「立ち話程度をする人がいる」(22.4%)と続いています。
- ●性別でみると、「気軽に話できる人がいる」の割合は、女性の方が 5.0 ポイント高くなっています。
- ●年齢階層別にみると、年齢階層があがるにつれて「気軽に話できる人がいる」の割合が 高くなる傾向にあります。

(2) 地域活動やボランティア活動をしたことがない理由について



- ●地域活動やボランティア活動をしたことがない理由について、「仕事や家事・育児などで時間がないから」と回答した割合が最も高く36.5%となっています。次いで「体力的に自信がないから」(31.7%)、「人間関係がむずかしそうだから」(26.9%)、「参加する機会がないから」(24.0%)と続いています。
- ●「参加する方法がわからないから」と回答した人も 6.7%ありました。ボランティアに 関係するさらなる情報発信が求められます。

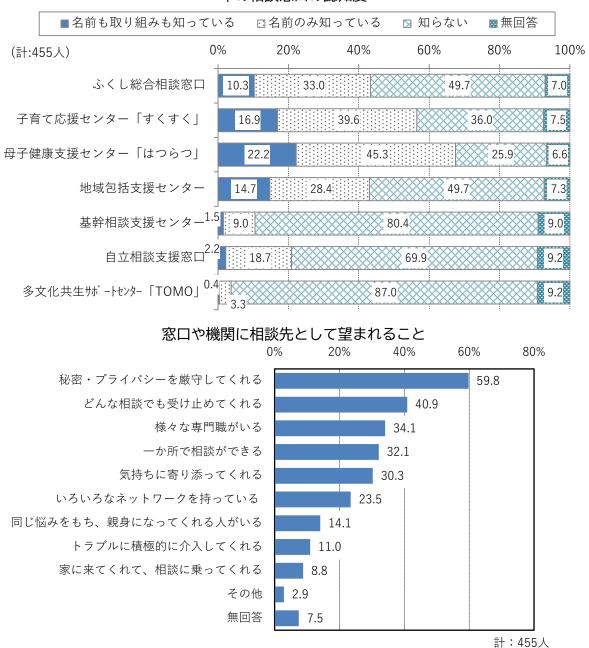
(3) 手助けして欲しいこと、手助けできることについて



- ●日常生活に不都合が生じたとき、地域の人に手助けして欲しいことと地域の人に対して 手助けできることを比較すると、「安否確認の声かけ」、「話し相手・相談相手」について は地域の人に対して手助けできる人の方が上回っています。
- ●「お金の出し入れやいろんな手続きの援助」と回答した割合は、手助けして欲しいこと、 手助けできることともに他の回答に比べて最も低くなっています。

(4) 市の相談窓口について

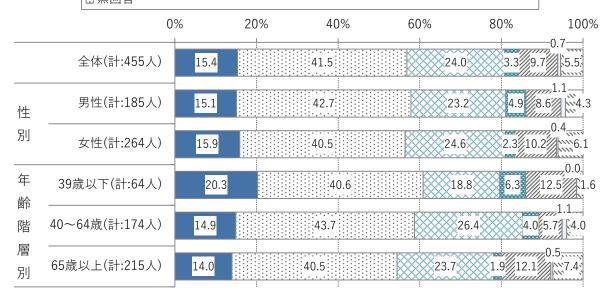
市の相談窓口の認知度



- ●市の相談窓口の認知度について、名前も取り組みも知っていると回答した割合は「母子健康支援センター「はつらつ」」が最も高くなっているものの22.2%にとどまっています。子育てに関する窓口への関心が高いことがうかがえる一方、相談窓口については、さらなる情報発信が求められます。
- ●窓口や機関に相談先として望まれることとして、「秘密・プライバシーを厳守してくれる」と回答した割合が最も高く 59.8%となっています。次いで「どんな相談でも受け止めてくれる」(40.9%)、「様々な専門職がいる」(34.1%)、「一か所で相談ができる」 (32.1%) と続いています。

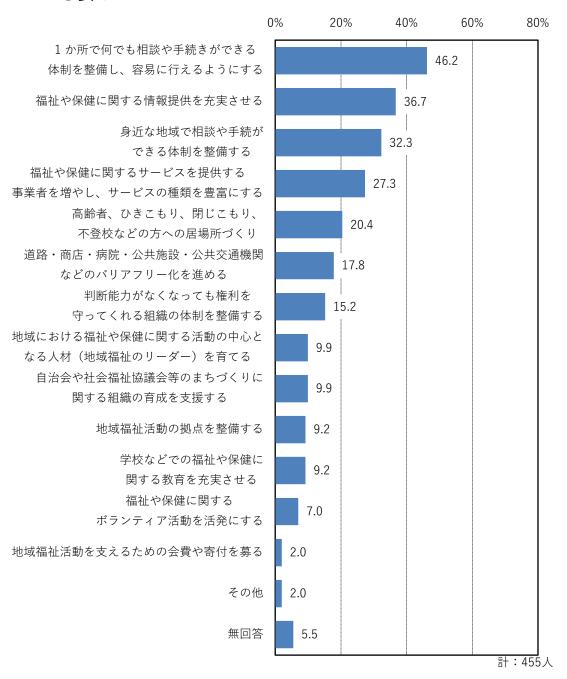
(5) 地域福祉を充実するための市民と行政との関係について

- ■住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助するべきである
- □住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである
- △行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力するべきである
- ■福祉を充実する責任は行政にあり、住民はそれほど協力することはない
- 図わからない
- □その他
- 無回答



- ●地域福祉を充実するための市民と行政との関係について、「住民も行政も協力し合い、 ともに取り組むべきである」と回答した割合が最も高く 41.5%となっています。次い で「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力するべきである」 (24.0%)、「住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助するべきである」 (15.4%)と続いています。
- ●性別に差はなく概ね同じ回答比率となっています。
- ●年齢階層別にみると、年齢階層が下がるにつれて「住民同士で助け合い、手の届かない 部分は行政が援助するべきである」の割合が高くなる傾向にあります。

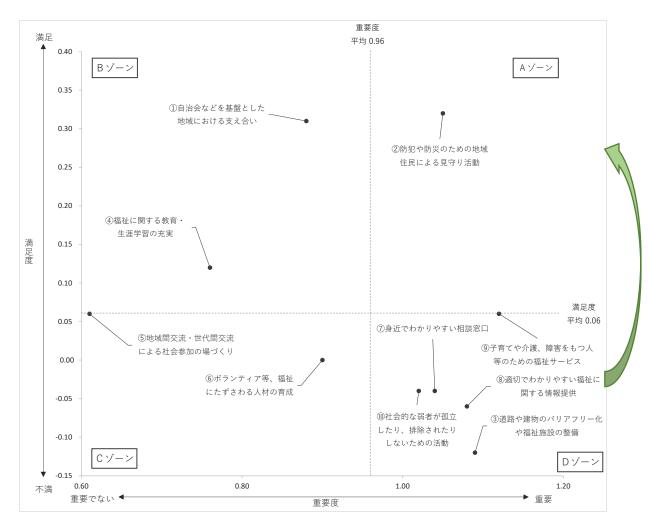
(6) たつの市で誰もが住みよく安心して生活していくために 必要なことについて



資料:「第3期たつの市地域福祉計画」策定のためのアンケート調査報告書

●誰もが住みよく安心して生活していくために必要なこととして、「1か所で何でも相談 や手続きができる体制を整備し、容易に行えるようにする」と回答した割合が最も高く 46.2%となっています。次いで「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」(36.7%)、「身近な地域で相談や手続ができる体制を整備する」(32.3%)、「福祉や保健に関する サービスを提供する事業者を増やし、サービスの種類を豊富にする」(27.3%)と続いています。

(7) たつの市の重点課題について



【散布図を4分割した各ゾーンの評価の目安】

Bゾーン	Aゾーン
重要度は低いが、満足度が高い項目	満足度・重要度がともに高い項目
Cゾーン	Dゾーン
満足度・重要度がともに低い項目	重要度は高いが、満足度が低い項目

- ●散布図⁴右上・Aゾーンの満足度・重要度がともに高い項目は、「②防犯や防災のための 地域住民による見守り活動」のみとなっています。
- ●一方、散布図右下・Dゾーンの重要度は高いが満足度が低い項目は、「③道路や建物のバリアフリー化や福祉施設の整備」、「⑦身近でわかりやすい相談窓口」、「⑧適切でわかりやすい福祉に関する情報提供」、「⑨子育てや介護、障害をもつ人等のための福祉サービス」、「⑩社会的な弱者が孤立したり、排除されたりしないための活動」となっており、Aゾーンへ移行できるよう重点的に取り組みを推進する必要があります。

20

⁴ 散布図:横軸と縦軸にそれぞれ別の量をとり、データが当てはまるところに点を打って示すグラフのこと

第3章 計画のめざす方向

1 基本理念

平成 29 年(2017年)3月に策定された「第2次たつの市総合計画」では、『みんなで創る快適実感都市「たつの」』を将来像として掲げ、前期基本計画で、一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる「健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり」を目指すことを第一の目標とし、5年間取り組んできました。令和4年(2022年)3月に策定された後期基本計画では、前期における活動を踏まえつつ、すべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う社会(地域共生社会)の実現に向け取り組むことを掲げ、計画を推進してきました。

「住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らす」という誰もが持っている想いを実現するためには、福祉制度の充実に加え、人々が互いに助け合い、支え合うことができるような地域の力を高めていくことが大切です。

一方で、全国的に進行している人口減少・少子高齢社会の進行や生活課題を抱える市民の増加は本市においても例外ではなく、それに伴い単身世帯、核家族の増加や地域のつながりの希薄化などが現実となりつつあることに加え、新型コロナウイルス感染症の流行が大きく影響し、つながりの希薄化に拍車がかかるなど、既存の枠組みでの地域活動が困難になってきています。

このような状況において、地域福祉の推進は、子ども・高齢者・障害者等、すべての 市民がいきいきと自分らしく安心して暮らしていくために、なくてはならないものだと いえます。地域福祉を根付かせ、市民一人ひとりが協働し、愛着を持って育んでいくこ とができるように、第1期計画から取り組んできた、以下の基本理念を踏襲し、更なる 地域福祉の充実をめざします。

(基本理念)

みんなの「わ」でつくる

たつの市の(3)だんの(3)らしの(3)あわせ

【基本理念の意図】

人と人とのつながりである「輪(わ)」、対話する・コミュニケーションをとる「話(わ)」、協力し合う「和(わ)」、周囲をとりまく、めぐらせる「環(わ)」など、人と人とがつながる「わ」をたつの市の地域福祉を推進するための基本理念とし、誰もが「普段の暮らしの中で幸せを感じられる(普段の「ふ」、くらしの「く」、しあわせの「し」で「ふくし」を表します)計画にします。

2 本計画と SDG s との関連

SDGsは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略で、 平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された2030年 (令和12年)を 期限とする17のゴール (目標) と169のターゲット (目標のために実現させるこ

と、取り組み)、232 の指標から構成されるものです。

本計画においても、各基本目標に関連するSDGsのアイコンを明示することで、計画の内容がSDGsのどの分野に該当するのかが分かりやすくなるよう配慮しました。



3 計画策定の前提条件

従来の福祉制度は、子ども・障害者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・ 生活困窮の度合いといったリスクに応じた制度を設け、現金の給付、サービスの提供及 び属性ごとの専門的支援体制の構築により、質及び量を充実させてきました。

一方、社会的孤立や社会的排除などにより、生きる上での困難・生きづらさを抱えてはいるものの地域の目に触れにくく既存の制度の対象となりにくいケースや、80 代の親の年金に 50 代の子がぶらさがり生活するいわゆる「8050 問題」やひきこもり、親と子を介護しなければならないダブルケア及び学生や若者が世帯内の高齢者や障害者の介護をしなければならないヤングケアラー・若者ケアラーなど、世帯が多様で複合的な課題を抱えており、包括的に関わっていくことが必要なケースなどが顕在化してきています。

高齢者世帯、共働き世帯及びひとり親世帯が増加し、子育てや介護への支援がこれまで以上に必要となる一方、先述した多様化する受け止めづらい課題を抱える世帯に対しては、現状の子ども・障害者・高齢者及び生活困窮者といった対象者の属性ごとの支援体制だけでは、人びとが持つ多様化・複合化した様々なニーズへの対応が困難になってきており、このことを背景に、令和2年の社会福祉法改正を踏まえ、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的かつ重層的な支援体制を構築するため、本計画で道筋を示していくこととします。

重層的支援体制整備事業とは…地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「包括的な相談支援」「地域づくりに向けた支援」「参加支援」の3つの柱として、これらを効果的・円滑に実施するために「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働による支援」を加え、5つの事業を一体的に実施する取り組みです。

4 計画の基本目標

基本理念の実現をめざし、下記の4つの基本目標に沿って施策を展開し、計画の推進を図ります。

■ 基本目標1 誰もが適切に支援を受けることのできる仕組みづくり

多様な福祉ニーズを的確に受けとめ、それぞれ適切なサービス利用につながる情報提供や発信に努めます。相談しやすい体制の充実を図るとともに相談に来ることのできない人たちに対して訪問し支援を行う「アウトリーチ」にも積極的に取り組みます。

また、情報発信のユニバーサルデザイン化につとめ、誰もが必要な情報にアクセスすることができる体制づくりに取り組みます。

■ 基本目標2 生活を支える連携した包括的で重層的な体制づくり

様々な福祉ニーズに対し適切に提供できるよう各種サービスの充実を図るとともに、 関係機関や団体等と連携し、多様化・複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対し協働 し支援ができる体制づくりを進めます。

■ 基本目標3 安心して暮らせる支え合いと助け合いの地域づくり

誰もが安心して安全に暮らすことができるよう、隣近所などの身近な支え合いとともに、地域ぐるみの見守りの実践を充実し、災害などの緊急時に備え、平常時からの「顔の見える関係づくり」を進めます。

■ 基本目標4 地域で気軽につながることのできる環境づくり

地域住民が相互に支え合う意識づくりや、地域活動を担う人づくりを進めるため、地域での交流の場の充実や、誰もが参加しやすい地域活動やボランティア活動を推進し、幅広い年代に向けた社会参加の環境づくりを進めます。

5 施策の内容

基本理念 基本目標 施策の方向 (1) わかりやすい情報発信と 誰もが適切に支援を 啓発活動の充実 受けることのできる みんなの「わ」でつくる 仕組みづくり (2) 相談しやすい体制の構築と アウトリーチの充実 (1) 適切な福祉サービスの提供と 量や質の充実 2 生活を支える 連携した包括的で 重層的な体制づくり (2)包括的かつ重層的な支援体制の充実 (1) 地域住民による相互の見守りと 3 安心して暮らせる 支え合いの促進 支え合いと助け合いの 地域づくり (2) 災害に対する備えの強化 (1) 共に生きる社会づくり 4 地域で気軽に (2) 交流・ふれあいの促進 つながることの できる環境づくり (3) 地域活動の担い手の育成

第4章 計画のめざす方向

基本目標1 誰もが適切に支援を受けることのできる仕組みづくり

【関連する SDGs の開発目標】





(1) わかりやすい情報発信と啓発活動の充実

現状と課題

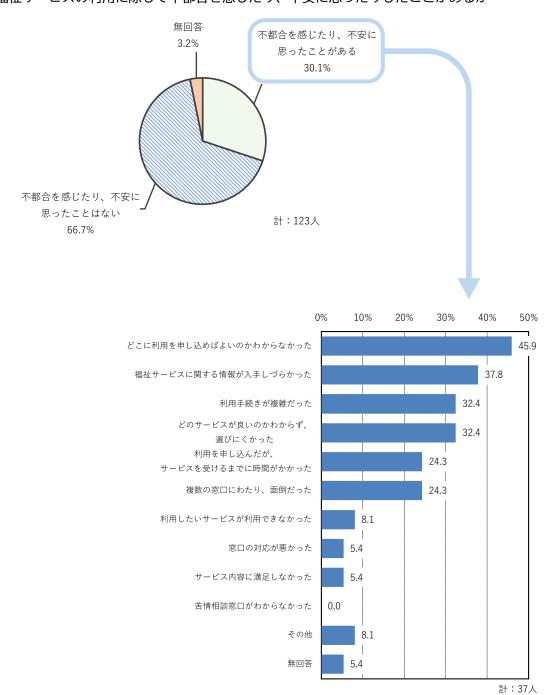
地域においては、行政、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人、NPO法人など、さまざまな主体が提供する多様なサービスによってそこで暮らす人たちの生活が支えられています。このように多様なサービスがあることは、多様化する生活課題に対する解決の受け皿があるという良い面もありますが、一方では、どこに相談すればよいのか分からなかったり、サービスの内容が分かりにくかったり、多くの情報に埋没してしまいサービスの存在すら認知されなかったりする面もあります。

アンケート調査からは、福祉サービスを利用している人の30.1%が福祉サービスの利用に関して不都合を感じたり、不安に思ったりしたことがあると回答しており、その最も多い理由は、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」(45.9%)となっていることからも、複雑化する制度やサービスに関する情報がすべての市民に十分に伝わっているとまでは言えない様子がみてとれます。

これらのサービスや支援の内容などを、「障害関係手当のてびき」、「障害児通所支援のしおり」、「障害者福祉のしおり」、「子育て支援ガイドブック おおきくなあれ!」、「介護保険べんり帳」、「介護保険事業所サービスマップ」、「高齢者福祉サービスのしおり」、「生活いろいろお助け帳」、「認知症生活べんり帳」、「赤とんぼ連携ノート」、「健康ライフ」により、市民に向けて積極的に情報提供し、併せて、市ホームページにおいてこれらの冊子を公開してはいるものの、アンケート結果のとおり、十分に周知できているとはいえません。

そこで、すべての人が適切にサービスを受けることができるようにするために、情報提供のバリアフリー化を進め、ICTを活用するなど情報提供の充実を図り、関係機関との地域情報を共有するなどによって、公的なサービスの制度の狭間にある人も含め、すべての市民に対し、関わる人や地域、関係機関が一丸となって手を差し伸べ課題を解決していく必要があります。

福祉サービスの利用に際して不都合を感じたり、不安に思ったりしたことがあるか



施策の方向

No	取り組み	内容	主な推進主体
1	①市民への情報の積極 的な発信	広報誌や市の窓口をはじめ、パンフレットやインターネットなど、多様な媒体の活用を通じ、あらゆる手段を用いて福祉サービス・制度等の周知徹底を図ります。また、社会福祉協議会やボランティア等が行う事業や活動についても、支援や情報の提供を行うなど、福祉に関わる事業の充実を図ります。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課
2	②福祉に関する積極的 な情報提供(情報提供 のバリアフリー化)	福祉情報を見やすく、分かり易くすることに努めます。併せて、福祉情報発信に点字案内や文字案内を取り入れるとともに、手話言語条例に基づいた施策の推進に努めます。ICTによる新規情報発信についても積極的に情報収集し、導入していきます。 また、情報提供に係る福祉サービスに従事する人材育成にも努め、助言、援助を行います。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課
3	③関係機関との地域情 報の共有	保健・医療・福祉に関する必要なサービスの情報がいつでも、どこでも入手できるよう、関係機関と連携し情報提供体制を整備していきます。 各関係機関や社会資源の取り組みを的確に把握し、生活に課題を抱える人たちへスムーズな案内ができるよう、情報共有に努めます。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課

(2) 相談しやすい体制の構築とアウトリーチの充実

現状と課題

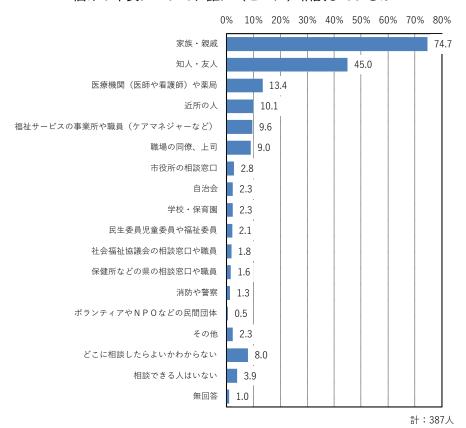
アンケート調査によると、不安を感じている市民が悩みや不安を相談しているのは「家族・親戚」(74.7%)で、この回答が突出していることが分かります。一方、「市役所の相談窓口」(2.8%)など、公的な機関には気軽に相談できる環境にないことがアンケートの結果からわかります。このことは、家族との死別や転居等の生活環境の変化によって身近に気軽に相談できる人がいなくなってしまった場合、誰にも相談できなくなり、途端に孤立してしまうリスクが地域に潜在しているともいえます。

また、「どこに相談したらよいかわからない」(8.0%)、「相談できる人はいない」 (3.9%) という回答も少なからず存在します。小さな困りごとでも気軽に相談できる チャンネルを複数準備しておくことは、日常生活においても市民の大きな安心につながります。今後もあらゆる機会をとらえつつ、属性を問わずに相談できる窓口に関する広報啓発活動を継続する必要があります。

本市の相談窓口は、その課題の内容や性質によって複数設置していますが、特に近年 顕在化してきた複雑化・複合化した課題を抱え、様々な部署が関わらないと解決に向 けた支援が難しい世帯にとっては、どこに相談すればいいかわからず、迷ってしまい 相談しづらい場合があります。そこで、本市では、地域包括支援課・総合相談支援係内 に「ふくし総合相談窓口」を設置し、庁内及び関係機関と連携し、相談に来られた人等 に寄り添い、一緒に困りごとの解決をお手伝いする、「伴走型」の支援を行っています。

今後、ますます福祉ニーズが多様化・複雑化・複合化し、地域社会が大きく変容する中で、個々の部署等による単独の機関のアプローチでは十分対応できない課題を解決するため、自治会や民生委員・児童委員等との連携を一層進め、課題を抱える世帯への相談支援体制を包括的・重層的に確保・充実していく必要があります。

悩みや不安について、誰に(どこに)相談しているか



施策の方向

No	取り組み	内容	主な推進主体
4	①「ふくし総合相談窓口」の充実	介護や生活困窮等、様々な悩みや相談に 応じる総合相談窓口を充実させ、高齢 者、障害者、生活困窮者及びその家族等、 市民の誰もが利用でき、市民にとって利 用しやすい相談支援体制の確立を目指 します。	地域福祉課 地域包括支援課
5	②子育て応援センター 「すくすく」、母子健 康支援センター「はつ らつ」の充実	妊娠期から子育て期における総合的な相談窓口として、たつの市子育で応援センター「すくすく」及び母子健康支援センター「はつらつ」を開設し、運営しています。助産師・保健師・家庭児童相談員などの専門的な職員が、安心して子育てができるよう支援します。	児童福祉課 健康課
6	③自治会、民生委員・児 童委員等との連携	地域における身近な相談機能として、自 治会や民生委員・児童委員等との連携を 強化し、情報提供や活動支援を推進しま す。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課
7	④生活課題を抱える人 たちの支援	生活課題があると感じて相談すると感じて相談であるとどこに相談であるとどのが問題であるとどのがといからないがというないがといいるの情報というないがも受けに応じらかには、とのできないとのできるとででは、ないのできないというないができるにのがは、生活を行うないができるとのできるとででは、ないのでは、生活をできると、との情報というないのできるとのできるとのできるとのできるとのできるとをできるとのできるとのできるとのできるとのできるというでは、これのできるとのできるというでは、これがあると、とのでは、これがいるでは、これがいるでは、これがいるでは、これがいるでは、これがいるでは、これがいるでは、これがいるでは、これがいるでは、これがいるでは、これがいるできるとのでは、これがいるというできるというでは、これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいるこれがいる。これがいるこれがいるこれがいる。これがいるこれがいるこれがいる。これがいるこれがいるこれがいる。これがいるこれがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これがいるこれがいる。これ	地域福祉課地域包括支援課

【関連する SDGs の開発目標】





(1) 適切な福祉サービスの提供と量や質の充実

現状と課題

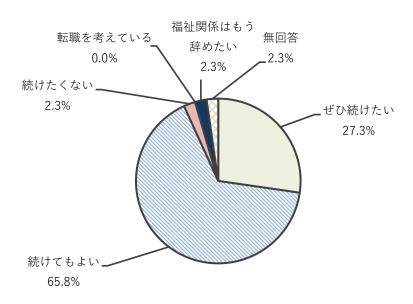
令和7年(2025年)には、団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢化が進むことでサービスの需要が増加することが予想される一方、生産年齢人口(15~64歳の人口)は減少し、介護人材の不足が深刻化すると懸念されています。特定技能制度による外国人介護人材の活躍が期待されていますが、必要な介護サービスを受けることができない、いわゆる「介護難民」を生まぬよう、サービスの量および質を確保していかなければなりません。

福祉事業従事者(以下「従事者」という。)を対象としたアンケート調査によると、今の仕事・業務を「ぜひ続けたい」または「続けてもよい」と回答した人は93.2%にのぼります。また、現在の仕事のモチベーションを支えていることについて、「自分や家族の生活のため」が40.9%と最も高くなっているものの、次いで「今の仕事が好きだから」(38.6%)、「社会貢献の意識」(31.8%)と続いており、従事者が高い志を持って業務に就いていることがわかります。一方、現在の仕事に従事する中、給与面や職場環境、業務に対する評価等多くの分野で悩みを持っている従事者も少なくありません。福祉サービスの量や質を確保するためにも、従事者が福祉分野で長く活躍できるよう、労働条件・環境を良好に整備する取り組みを進めていきます。

併せて、サービスの質の向上のために、福祉サービス事業者に対し、第三者評価の実施と結果の公開を促すとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決制度の周知を図り、利用者への適切なサービスの提供および利用支援を促進していきます。併せて、問題が発生した際の迅速な問題解決を図ることのできる体制づくりについて周知・啓発に努めていきます。

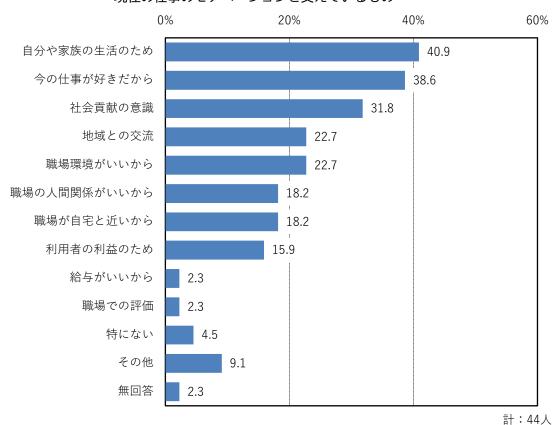
専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談窓口の体制強化を図るとともに、関係機関との連携の下、地域にあるフォーマル(公的)・インフォーマル(非公的)を問わず全ての社会資源を組み合わせ、適切に連携ができる体制を整備していきます。これらの活動を通じて、より充実した福祉サービスの提供に努めていきます。

今の仕事・業務について



計:44人

現在の仕事のモチベーションを支えているもの



No	取り組み	内容	主な推進主体
8	①適切なサービスの利 用支援	福祉に関する行政サービスの適切な運営に努めます。 また、関係機関、地域の社会資源との連携を図り、支援が必要な世帯に最適な支援サービスを提供します。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課
9	②福祉サービスの充実	地域にある生活課題の把握に努めることで、関係機関との協働により新たに必要となるサービスを開拓し、より暮らしやすい地域づくりに資することができるよう取り組んでいきます。また、より良い生活支援サービス体制の整備に努めます。 住み慣れた地域における生活を続けていくことができるように、地域包括ケアシステムを確立し、地域に密着したサービスの提供を促進するとともに、事業者や社会福祉法人、NPO及びボランティアなど、多様なサービス主体の参入促進を図ります。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課
10	③福祉サービスの質の 向上	サービス事業所に対して、福祉サービス の質の向上の必要性や取り組み等につ いて周知・啓発を行います。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課
11	④公共交通機関等の利 便性の確保	コミュニティバス、市民乗り合いタクシーなど地域ニーズに応じた交通の確保や利用者の利便性の促進を図るため、市民、行政、交通事業者、警察等で組織する「たつの市地域公共交通会議」と連携し、あらゆる市民が公共交通機関を利用しやすい環境づくりに努めます。	まちづくり推進課 地域福祉課 高年福祉課

(2) 包括的かつ重層的な支援体制の充実

現状と課題

令和2年(2020年)6月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の制定により社会福祉法の一部が改正され、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う事業の実施を含む、重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市では、(1)でも触れたとおり高齢者、障害者及び子ども子育てを含むそれぞれの相談支援を行う部署が専門性を生かしながら相談支援を行っており、必要に応じて情報共有・協働し、社会福祉協議会等の各種社会資源と連携・協働しながら、多様化・複合化・複雑化した課題を抱えている世帯と地域を結び付け、孤独・孤立を解消するための、包括的で重層的な支え合いのネットワークづくりを進めています。

人々のつながりが様々な形で充実すれば、課題を抱えた世帯の把握が容易となり、孤立することなく支援を受けられる地域づくりが可能となります。このつながりをさらに市内全域に広げ、包括的で重層的な地域福祉ネットワークの構築を進めていきます。

No	取り組み	内容	主な推進主体
12	①多機関の協働による 包括的かつ重層的な 支援体制の構築	多様化・複合化・複雑化した課題に全庁 的に対応するために、各制度の相談支援 部署・機関を通して総合的な支援が必要 と判断された事案について、統括的かつ 横断的に取り組み、制度の狭間に取り残 される人を出さないような、包括的かつ 重層的な相談支援体制を構築します。相 談支援包括化推進員を配置し、庁内及び 関係機関との連携構築に取り組んでい きます。	地域福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 児童福祉課 健康課

No	取り組み	内容	主な推進主体
13	②社会福祉協議会や福 祉団体等への支援・連 携及び協働	地域福祉施策と関連する社会福祉協議会の事業への支援・助言を行いつつ連携・協働し、住民活動の情報共有を行いつつ地域の福祉課題等の解決に取り組んでいきます。 民生委員・児童委員を含む地域活動に関わる各種団体が活動に必要な知識や技術を身に付けるために企画する研修や講座の開催を支援しつつ、活動の活性化のための国・県及び市等の活動活性化のための国・県及び市等の活動活性化のための制度について情報提供を行います。 生活支援コーディネーター及び協議へを日常生活圏域(中学校区)に設置し、また、市域の多様な関係機関及び関係者との連携・協働により、社会資源の開発や地域ネットワークの構築を推進します。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課
14	③成年後見制度の周知 と利用者への支援	西播磨成年後見支援センターとの連携・ 協働により、成年後見制度を適切に利用 できるよう申立等の支援や費用・報酬助 成を行うとともに、制度利用の普及啓 発、市民後見人の養成を行います。別に 章立てし、「成年後見制度利用促進計画」 として計画を定め、制度の普及促進に努 めます。 また、民生委員・児童委員や警察、金融 機関等と連携し、認知症高齢者や知的障 害者等が、消費者被害や詐欺などの財産 権の侵害に遭わないための権利擁護体 制を充実します。	地域福祉課 地域包括支援課

基本目標3 安心して暮らせる支え合いと助け合いの地域づくり

【関連する SDGs の開発目標】





(1) 地域住民による相互の見守りと支え合いの促進

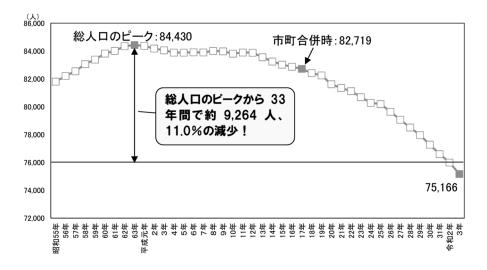
現状と課題

平成 17年(2005年) 10月1日に龍野市・新宮町・揖保川町・御津町が合併し誕生した本市の総人口は、昭和 63年(1988年)から減少傾向が続いています。

わが国の総人口が減少局面を迎えたのは平成 20 年(2008 年)頃とされていますが、本市では国よりも早く、平成 12 年(2000 年)頃から人口減少が本格化しています。その要因として、「たつの市 人口ビジョン《令和3年度改訂版》」では、大学進学や就職による若年層の転出超過と少子・多死社会の進行による影響を挙げています。

人口減少・少子高齢化の進行に加え、核家族化や生活様式の変化、価値観の多様化なども相まって、地域のつながりが希薄になっています。孤独死や高齢者・障害者・子ども・配偶者に対する虐待及び自殺などの、命に係わる問題をいかに防いでいくか、いかに課題を抱える世帯とつながりをつくり、支援の手を差し伸べていくかが地域の大きな課題となっています。身近な地域でのつながりを持つきっかけを作りつつ、生活を支えていくための体制を確立していく必要があります。

たつの市の人口推移



資料:たつの市 人口ビジョン《令和3年度改訂版》

No	取り組み	内容	主な推進主体
15	①地域支え合いマップ の作成支援	地域課題の発見や情報共有、課題解決な どを目的とし、社会福祉協議会と共に行 う地域支え合いマップの作成支援活動 を通し、地域の見守り・支え合いの充実 を推進します。	地域包括支援課
16	②孤立死ゼロ作戦の展 開	市と企業・事業者が積極的に連携・協働 し、見守りネットワークを構築します。 また、支援を必要とする人とそのニーズ を早期発見し対応することで、孤立死な どを未然に防ぎます。	地域包括支援課
17	③自殺対策計画の推進	「誰も自殺に追い込まれることのない 社会」の実現に向けて、計画を策定し、 施策を推進します。	地域福祉課 健康課
18	④虐待防止施策の推進	高齢者、障害者、児童及び配偶者等に対する虐待防止を図るとともに、早期発見による虐待事案への迅速かつ適切な対応を行います。 また、虐待防止についての周知・啓発活動に努めます。	人権推進課 地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課

(2) 災害に対する備えの強化

現状と課題

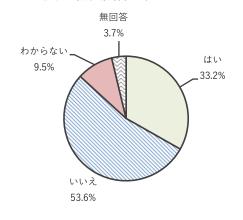
平成 23 年(2011年)3月に発生した東日本大震災では、要配慮者(高齢者や障害者及び妊産婦など、避難の際に特別な支援を必要とする人)の把握や安全な場所への誘導・受入体制、要配慮者のうち特に医療・介護的なケアを必要とする人たちを受け入れるための福祉避難所の確保、避難所における認知症高齢者や障害者などの集団生活において配慮が必要な人や災害で精神的苦痛を抱えてしまった人への対応方法が、大きな課題となりました。

これらの教訓を活かし、行政及び防災・福祉関係諸機関をはじめとして、市民一人ひとりが地震による災害のみならず、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波等も含めて防災意識を高め、災害への備えを充実強化してきました。一部の地区においては地域コミュニティ活動の中で住民の防災意識が一層高まり、防災計画・防災マップづくりや防災学習・防災訓練の実施などの地域防災力の向上のための取り組みが熱心に進められています。

しかし、日ごろから地域の防災訓練に参加しているのは本件アンケート回答者のうち33.2%に留まっているなど、災害に対する地域の取り組みが必ずしも具体的な活動には至っていない状況がアンケート結果からは見て取れます。

以上の状況を踏まえると、災害発生時には、日ごろからの地域での準備と併せて特に要配慮者に対する支援が課題となってくることから、避難行動要支援者(災害発生時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする要配慮者)が孤立しないよう、避難行動要支援者名簿への登録や、地域との情報共有・連携が必要です。今後は避難行動要支援者名簿の認知度を高め災害時に備えつつ、個別の避難支援計画の作成の際には、誰が、何を、どのようにするかなど、より具体的に作成するよう地域の支援者と連携していく必要があります。

日ごろから地域の防災訓練に参加しているか



計:455人

No	取り組み	内容	主な推進主体
19	①要配慮者及び避難行 動要支援者対策の充 実	避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織などと情報共有し、災害時の安否確認などの支援に努めます。	危機管理課 地域福祉課
20	②福祉避難所の拡充	高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等、一般的な避難所では生活に支障がある人のために、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難所を設置します。各福祉施設・事業者等と協働・連携し、福祉避難所の確保に努めます。	危機管理課 地域福祉課 高年福祉課 地域包括支援課
21	③防災・防犯等に関する 情報提供	防犯や防災に関する緊急情報を迅速に 知らせるため、防災行政無線や災害緊急 情報発信システム「たつの防災防犯ネット」、「ひょうご防災ネット」の普及に努 めます。災害時の避難場所についても、 市民が確実に情報を得られるような情 報提供体制の確立を導入・検討します。	危機管理課 地域福祉課 高年福祉課 地域包括支援課
22	④地域の防災・防犯活動 への支援	地域の自治会、自主防災組織、消防団等を中心に行う防災・防犯活動に対し、支援を行います。また、地域における既存の活動の充実を通して、災害時や緊急時における市民同士の相互扶助のしくみづくりを促進するための支援を行います。	危機管理課 地域福祉課 高年福祉課 地域包括支援課

基本目標4 地域で気軽につながれる環境づくり

【関連する SDGs の開発目標】









(1) 共に生きる社会づくり

現状と課題

「地域共生社会」とは、地域福祉推進の理念を具体化したもので、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 地域の課題を『我が事』と捉えて参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

現在、地域福祉の重要な担い手である、いわゆる「団塊の世代」が令和7年(2025年)に75歳以上の後期高齢者になり、今後、地域福祉の担い手不足が深刻化することが見込まれており、地域活動の再編は避けられないと考えられます。

こういった状況を踏まえつつ、「地域共生社会」を実現するためには、一部の住民に 地域の運営を任せきってしまい、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域 のあらゆる住民が役割を持ち、住民同士で支え合いができる地域を目指して行くこと が重要となってきます。

併せて、近年さまざまな形で働く外国籍の人や、性的マイノリティー(LGBTQ+)の人が地域に増加してきており、こういったいわゆる「マイノリティー(少数者)」の人権及び社会参加の保障と地域住民への啓発活動が、いろいろな背景を持った多様な人たちが生きていく地域社会(多文化共生社会)の確立には必須となっています。

No	取り組み	内容	主な推進主体
	①市民参画の意識啓発	 市民と行政の協働による魅力あるまち	地域福祉課
		づくりを推進し地域福祉を充実してい	児童福祉課
23		くため、市民に対して、市の計画づくり	高年福祉課
		や事業への参加・参画について普及啓発	地域包括支援課
		を行い、地域福祉への関心を高めます。	健康課

No	取り組み	内容	主な推進主体
24	②市民参画のための体 制づくり	福祉関係の計画等に対するアンケート 及び意見募集の実施を通して、市におけ る事業の計画、実施、評価について、市 民が参画でき、十分な意見の反映ができ る体制づくりを行います。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課
25	③自治会等の活動拠点 の活用	自治会等の公民館において、小地域福祉 活動を初めとした交流、支え合い活動の 場づくりへの支援を行います。第二種社 会福祉事業である隣保館活動への支援 を行います。また、各地域コミュニティ センターに対しては、人材育成や活動の 活性化、ボランティア活動に関する情報 提供など、活動拠点の機能向上を支援し ます。	人権推進課 地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課
26	④福祉に関する教育・学 習の場の推進	子どもの時から成人期、高齢期に至るまで、すべての生活面において相手の立場を理解しようとする思いやり、優しさをはぐくむ学校教育や福祉学習の充実を図ります。また、参加型学習会の実施など、市民がより主体的に参加でき、学べる場の充実に努めます。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課
27	⑤性的マイノリティー (LGBTQ+)に係る権利 の保障及び啓発・教育 活動	本市では、生きづらさを抱えている性的マイノリティー(LGBTQ+)に対し、パートナーシップ宣誓制度を制定し、権利の保障に取り組んでいます。この制度が広く知られ、活用されていくよう啓発活動に努めます。また、その他の外国人などのマイノリティー(少数者)の人権の保障についても啓発・教育活動に努めます。	人権推進課
28	⑥多文化共生サポート センター「TOMO」 における活動の充実	様々な国籍の方々が地域で暮らしてい くことができるよう、生活情報の提供や 様々な相談に対応し、誰もが住みやすい まちを目指します。福祉的な課題を抱え ておられる方があれば、担当窓口への案 内も行います。	広報秘書課

(2) 交流・ふれあいの促進

現状と課題

人口減少・超高齢化、核家族化の進行と併せ、新型コロナウイルス感染症の流行は地域のつながりにも様々な影響を及ぼしました。地域で活動する人が減り、ふれあいの機会も減ったなどの理由により、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることが困難な状況となっています。

基礎疾患を持つ人たちへの配慮や適切な換気などの感染対策を施した上で、子育て中の人や子どもたち、高齢者、その他地域で暮らす様々な人たちが交流できる場をアップデートし、充実していくことが求められています。地域住民の一人ひとりが、自らが地域の一員であるという自覚を持つことができ、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりに取り組んでいく必要があります。

公共施設等のバリアフリー化などのハード面での支援と併せ、地域で暮らすあらゆる人たちの社会参加へのソフト面での支援を行っていきます。特に、高齢者や障害者の外出支援、ひきこもり者への相談支援・参加支援を強化し、施策を充実していきます。

No	取り組み	内容	主な推進主体
29	①交流の場の充実	地域のサロンへの人材、アイデア、場所 の提供・助言等、運営に協力し、地域に 開かれた場づくりに努めます。	地域包括支援課
30	②公共施設等のバリア フリー化	「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、道路や交通機関・公共施設などの段差等のバリアフリー化や高齢者・障害者及び子どもたちをはじめとした誰でも利用しやすいようなユニバーサルデザイン化を行うことで、誰もが気軽に集うことのできる環境づくりを進めます。	施設管理担当課
31	③高齢者・障害者に対す る外出支援	高齢者及び障害者に対するタクシー利 用料の一部助成や、運転免許の自主返納 者に対するコミュニティバス無料定期 券・市民乗り合いタクシー乗車券の交付 等の取り組みを推進することで、交通弱 者の外出を支援し、社会参加を促進しま す。	地域福祉課高年福祉課

No	取り組み	内容	主な推進主体
32	④ひきこもり者への支	重層的支援体制整備事業及び生活困窮者自立支援事業の一環として、支援を必要とする者に対し、訪問し支援を行うアウトリーチを実施し、孤立してしまわないための取り組みを行います。	地域福祉課
	援の強化	併せて、ひきこもり者、不登校者のための居場所の提供を行い、その状態や能力に応じて社会や医療とつながっていくことができるような、参加支援を行います。	地域包括支援課

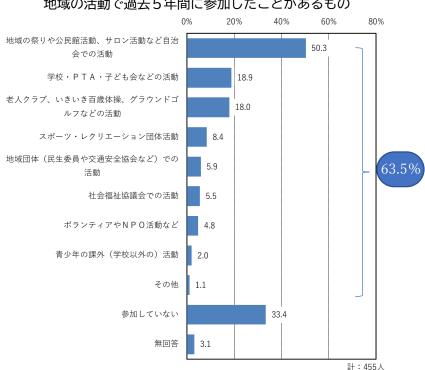
(3) 地域活動の担い手の育成

現状と課題

アンケート調査では、何らかの地域活動への参加者の割合は63.5%となっています。 「参加していない」と回答した人のうち、地域活動への参加が難しい理由として最も 多く挙げられたのが「参加する機会がないから」(44.1%)であることから、何らかの きっかけがあれば、地域に潜在している多様な人材が活動へ参加する可能性は高いと 考えられます。

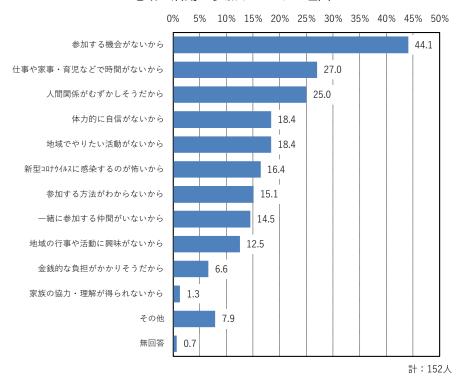
参加意欲を高める仕掛けづくりを工夫し、活動人口を増やしていくとともに、ボラン ティア団体の活性化を図るためのリーダーの発掘・育成にも力を入れていくことが必 要です。同時に、ボランティアの果たす役割・意義等を社会全体の共通認識としていく ことも、ボランティア活動の発展に欠かすことができない重要なポイントです。

一方で、高齢者や障害をもつ人の介助・介護、子育てなどで困っている家庭があった 場合どのような手助けができると思うかという設問には、回答者のうち88.8%が、何 らかの手助けができると考えていることがわかりました。こういった潜在的なボラン ティアが各地域に一定数いるとすれば、地域活動の担い手の育成を進めていくことと 併せて、支援が必要な時に「助けて」と言えるような雰囲気の醸成や精神の啓発を行 い、広げていくことも大切で効果的であると考えられます。また、こういった潜在的な ボランティアたちを担い手としていくために、啓発活動に努めていきます。



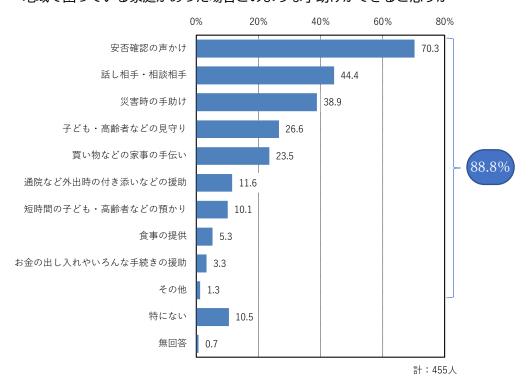
地域の活動で過去5年間に参加したことがあるもの

地域の活動に参加していない理由



資料:「第3期たつの市地域福祉計画」策定のためのアンケート調査報告書

地域で困っている家庭があった場合どのような手助けができると思うか



No	取り組み	内容	主な推進主体
33	①地域福祉活動を担う 人材の育成	市民の主体的な支え合い・助け合いの活動を推進するため、社会福祉協議会やボランティア団体と連携して、地域で身近な福祉活動を担う人材の発掘・育成等を支援します。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課
34	②ボランティア活動の 普及・啓発	社会福祉協議会等との連携のもと、広報 誌やホームページ等を活用し、市民に対 しボランティア活動の普及・啓発を図り ます。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課
35	③参加につなげるしく みづくり	地域活動を通して、生きがいや達成感を 味わい、市民が地域活動に参加する意識 を高めます。また、地域活動への参加の きっかけづくりとなる講座や体験事業 などを一層充実し、地域活動の参加につ なげるしくみづくりに努めます。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課
36	④地域福祉活動を推進 するしくみづくり	市民の主体的な支え合い・助け合いを促進するため、地域活動を推進するリーダーの発掘・育成に努めます。ボランティア活動に意欲の高い市民や、サロン等で主体的に活動している市民を対象に、リーダー養成講座等の開催を検討します。	地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 健康課

第 5 章 成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の背景

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「促進法」という。)」を平成28年4月15日に公布し、同年5月13日に施行しました。また、この促進法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画(以下、「基本計画」という。)」が平成29年3月24日に閣議決定されました。

この基本計画では、市町村に国の施策を踏まえた制度利用促進のための基本的な計画を 定めることが努力目標として課されました。そこで、本市においても成年後見制度の利用 促進のために必要な体制整備や関係機関との連携・協働などの取り組みを進めるための 「たつの市成年後見制度利用促進計画(以下、「促進計画」という。)」を、地域福祉計画の 1章を充てて策定します。この計画を定めることにより、その権利を擁護・保障されなけ れば地域において生活を継続していくことが困難な人に対し、制度利用のために必要な情 報を提供し、本人の意思を尊重しつつスムーズな活用へとつなげていく、地域でその人が その人らしく暮らしていくことができるような支援に資することができるよう努めてい くものです。

2 基本方針

成年後見制度とは、ノーマライゼーション(障害の有無によらず誰もが地域で安心して 普通に暮らすことができるようにすること)や個人としての自己決定権の尊重等の理念と、 個人の財産及び身上の保護の理念との調和の観点から、判断能力が十分でない人を支援・ 保護するため、その能力に応じて、家庭裁判所により選任された成年後見人、保佐人、補助人(以下、「後見人等」という。)がその判断能力を補うことによって、生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。本人または親族、居住する自治体の市長等が家庭裁判所に申し立てし、裁判官が、制度利用が妥当と判断した場合に後見人等が付き、権利を擁護します。

促進計画では、誰もが住みなれた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもって その人らしい生活を継続できることを目的とします。成年後見制度の利用が必要な人が必 要な情報にアクセスでき、その人らしい生活を守るための制度として利用できるような、 権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築することを目標に取り組みを進めま す。

3 現状と課題

全国的に成年後見制度利用者は年々増加傾向にあり、制度利用のニーズが高まっています。

本市においても、認知症高齢者、療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、判断力の低下などから支援を必要とする人が増加していくことが予測され、成年後見制度の重要性が増していくことが見込まれます。

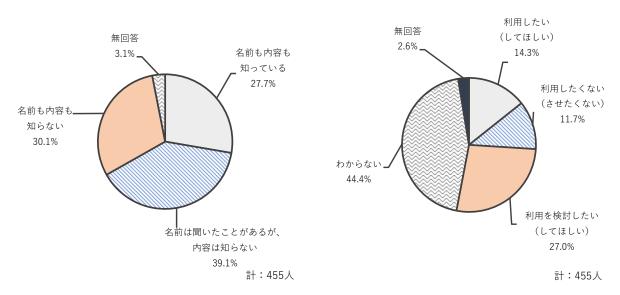
平成28年5月に西播磨4市3町(相生市・赤穂市・宍粟市・たつの市・太子町・上郡町・佐用町)が共同でたつの市社会福祉協議会に委託し、西播磨成年後見支援センター(以下「センター」という。)を開設、①成年後見制度の普及啓発 ②センター職員による相談支援、関係機関との調整 ③専門職による巡回相談 ④市民後見人の育成⑤市民後見人人材バンクの管理・運営 ⑥市民後見人の監督業務、活動支援 ⑦受任調整会議 以上の7項目に、センターが委託自治体と協働し、取り組んできました。

しかし、アンケート調査によると、成年後見制度について、「名前も内容も知っている」という回答の割合は27.7%と、高いとは言えない結果でした。さらなる普及・啓発活動が必要です。一方、成年後見制度を利用したい(してほしい)かという問いでは、「利用したい(してほしい)」、「利用を検討したい(してほしい)」の合計の割合は41.3%となっており、制度自体を詳細に知らない人においても、成年後見制度のニーズが高いことがうかがえます。

今後、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、制度利用に関する周知、啓発を図るとともに、制度を必要とする住民の支援や利用につなげるための体制づくりを進める必要があります。

成年後見制度の認知度

成年後見制度の利用意向



〇市長申立ての状況

市長申立てとは、本人が申立てをすることができない状態である、代わって申立てすべき親族がいない、いても遠方にいる、あるいは申し立てることを拒否する等で、制度を利用することができない人のために特に必要がある場合、本人が居住する自治体の市長等が制度利用を家庭裁判所に申立てをすることです。この申立て制度の規定は、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2にあり、様々な属性の人に対応できるようになっています。

現在の状況については下記のとおりで、本市においてはほとんど申立てを行っていませんが、今後単身で身寄りのない人や、DV被害に遭われている人、親族に財産権を侵害されている人などについての市長申立て件数は増加していくと見込まれています。

市長申立て件数の推移

(単位:件)

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	計
老人福祉法	1	0	1	1	0	3
精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律	0	0	0	0	0	0
知的障害者福祉 法	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	1	0	3

資料:地域包括支援課(老人福祉法)、地域福祉課(精神保健福祉法、知的障害者福祉法)

親族、福祉・医療・地域等の関係者が一体となり、「権利擁護支援の必要な人(以下、「要配慮者」という。)の発見や支援」、「早期の段階からの相談や対応体制の整備」、「意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を目指します。

(1) 地域連携ネットワークの構築

要配慮者の支援体制を構築するため、保健・医療・福祉の連携に司法・行政(警察等)も含めた仕組みとして、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした、地域連携ネットワークの構築に向け協議を進めます。

No	取組	内容	主な推進主体
37	①本人を中心としたチ ームの形成	要配慮者の状況に応じ、後見等開始前においては要配慮者に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人等が加わる形で「チーム」として関わることができるような体制づくりを進めます。また、後見人等と地域の関係者が協力して日常的に要配慮者を見守り、要配慮者の意思や状況をできる限り継続的に把握・尊重し、対応する仕組みづくりを進めます。	西播磨成年後見 支援センター 地域福祉課 地域包括支援課
38	②協議会の整備	既存の組織を活用し、各種専門職団体や 関係機関の協力・連携強化を協議する協 議会等の設置を進め、多職種間での更な る連携及び課題整理等を図ります。	西播磨成年後見 支援センター 地域福祉課 地域包括支援課
39	③地域連携ネットワー クの中核となる西播 磨成年後見支援セン ターの運営	西播磨成年後見支援センターを中核機関とし、様々なケースに対応できる法律や福祉等の専門知識を蓄積していくとともに、地域の専門職や各関係機関との関係構築により円滑な運営を図りながら、地域における連携・対応強化を図ります。	西播磨成年後見 支援センター 地域福祉課 地域包括支援課

(2) 成年後見制度の利用促進

西播磨成年後見支援センターを中心に、成年後見制度の認知度を高める取組を進めるとともに、本来、制度を必要としている人が、適切に安心して利用できるよう、相談 支援体制やフォロー体制、利用支援事業等の充実に努めます。

No	取組	内容	主な推進主体
40	①成年後見制度の広報・ 啓発活動	成年後見制度の特長や留意点に関する 啓発に努め、制度の理解促進を図りま す。本人、家族だけでなく、その人たち の生活の関係者(医療、介護、福祉、そ の他社会資源等)への啓発をすることに より、その人に応じた、費用助成も含め た制度の利用を推進します。また、地域 において権利擁護に関する支援の必要 な人の発見に努め、速やかに必要な支援 につなげます。制度の利用者や当事者、 支援団体とも連携し、より良い制度を目 指していく活動を支援します。	西播磨成年後見 支援センター 地域福祉課 地域包括支援課
41	②相談窓口の周知と早 期支援	成年後見制度の利用について、早期の段階から身近な地域で相談できるよう、西播磨成年後見支援センターの周知を図ります。社会福祉士等の専門職によの機会を提供します。また、相談内容によりできる場合は、適切によりできる場合は、適切には強いできる場合は、適切に対しても早期から支援を実施し、を提供します。また、相談内容によりに関連を表し、を提供します。また、相談内容によりにできる場合は、適切によりに関連を表し、といても早期から支援を実施し、権利権では関する本人への方針や支援を実施し、相対に関する本人への方針で支援を実施し、権利権に関する本人への方針で支援を実施し、スムーズで適切から表別である場合に関する本人への方針で支援を実施し、スムーズで適切から表別である。	西播磨成年後見 支援センター 地域福祉課 地域包括支援課
42	③意思決定支援・後見人 等の担い手の確保	本人の意向を尊重・確認するとともに必要な支援内容を把握し、本人にふさわしい後見人等が選任されるような体制のあり方について、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職団体等と連携及び協議を行い、状況に応じた適切な受任者調整(マッチング)への取り組みを進めます。また、専門職以外の支援の担い手となる市民後見人の候補者の養成が求められていることから、その必要性の啓発活動を行いつつ、養成研修を実施します。	西播磨成年後見 支援センター 地域福祉課 地域包括支援課

第6章 計画の推進

1 市民、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、そこで生活している一人ひとりの市民です。住み慣れた地域で 支え合うことのできる「地域共生社会」を実現していくには、身近な地域で市民が主体的 に地域福祉にかかわるための取り組みの推進とともに、市民と行政、関係機関、フォーマ ル・インフォーマルな社会資源が協働するための取り組みが不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、これらのニーズを捉え、対応していくためには、地域の中で活動する自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、民間企業、社会福祉協議会等の社会福祉法人など、多様な関係機関及び関係者が地域福祉の重要な担い手となり、活動の下支えをしていかなければなりません。地域福祉を担う主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働し、計画を推進していくことが必要です。

主体	果たすべき役割		
市民	市民相互の見守りや支え合い、地域コミュニティ活動に積極的に		
They	参加し、地域づくりへ協力すること。		
	地域の支え合い・助け合いのプラットフォーム(基盤・土台)とな		
自治会	り、構成員である市民の地域福祉への関心を高め、小地域福祉活		
	動等の取組を充実させていくこと。		
民生委員•児童委員	地域のネットワークづくりの調整役となり、地域見守り活動等の		
戊土女貝 7 汽里女貝	取り組みを充実させつつ地域と行政などとの仲介者となること。		
ボランティア団体、	地域の支え合い・助け合いの活動主体のプラットフォームとなり、 市民に対して活動参加の機会を提供すること。		
NPO法人などの民			
間団体			
社会福祉法人、民間	地域が実施する活動に積極的に参加・協力すること。		
企業			
	地域福祉のコーディネート役として、市民と行政、活動団体や専		
社会福祉協議会	門職等をつなぐ役割を担い、関係機関と連携して地域福祉を推進		
	すること。		
/=πh	地域福祉施策の推進に関わる各種団体、市民の実態やニーズを把		
行政	握し、着実に推進すること。		

2 計画の評価

本計画は、現状の課題や生活課題の解決に向けて、推進する主体や目標を掲げた、計画の進行管理と評価を行う体制を備えたものです。

また、福祉行政における各分野別の計画の基盤となることから、進行管理にあたっては、 他計画との整合性を図りながら推進に努めます。

資料編

1 たつの市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、たつの市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、たつの市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討する。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 保健•医療関係者
 - (2) 福祉に関係する各種機関等を代表する者
 - (3) 地域に関係する各種団体等を代表する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市民公募による者
- 3 委員の任期は、前条に規定する事項が終了するまでとする。

(委員長等)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

(書面決議)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に 代えることができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、こ

れらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、委員長は、速やかにその結果を委員に通知しなければならない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席 を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 事務局は、健康福祉部地域福祉課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、計画が策定したときに、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に行われる会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表(第3条関係)

たつの市地域福祉計画策定委員会委員選出区分

区分	所 属 団 体	人数
保健•医療関係者	たつの市・揖保郡医師会代表	1名
	たつの市民生委員児童委員連合会代表	5名
	たつの市身体障害者福祉協会代表	
福祉に関係する各種機関 等を代表する者	たつの市社会福祉協議会代表	
451/X 2 2 B	たつの市手をつなぐ育成会代表	
	兵庫県介護支援専門員協会たつの支部代 表	
地域に関係する各種団体	たつの市連合自治会代表	- 2名
等を代表する者	たつの市老人クラブ連合会代表	
関係行政機関の職員	兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所 地域福祉課長	
市民公募による者	市民委員	1名

2 委員名簿

区分	所属 団 体	委 員 名	役職
保健•医療関 係者	たつの市・揖保郡医師会	古橋 淳夫	
	たつの市民生委員児童委員連合 会	船引 真永	委員長
福祉に関係す	たつの市身体障害者福祉協会連 合会	矢本 勝	
る各種機関等	たつの市社会福祉協議会	横田 京悟	
を代表する者	兵庫県介護支援専門員協会たつ の支部	安藤 亜矢子	
	たつの市手をつなぐ育成会	矢野 一隆	副委員長
地域に関係する各種団体等	たつの市連合自治会	緒方 光男	
を代表する者	たつの市老人クラブ連合会	井上 末廣	
関係行政機関 の職員	兵庫県西播磨県民局龍野健康福 祉事務所 (福祉室長兼地域福祉課長)	福本 潤	
市民公募に よる者	市民委員(エスポワール兵庫代表)	島田 誠	

3 策定経過

時期	実施事項	主な内容
令和4年(2022年)	アンケート調査実施	・調査地域:たつの市全域
10月28日~11月11日	(市民対象)	調査対象: 18歳以上の市
		民 1,000 人(無作為抽出)
		・実施方法:郵送による配
		布•回収
令和5年(2023年)	アンケート調査実施	・調査対象:市内6カ所の圏
1月4日~1月31日	(圏域ケア会議参加者対象)	域ケア会議参加者(民生委
		員児童委員、福祉事業従事
		者等)100人
		•実施方法:会議で調査の趣
		旨・内容を説明し配布。郵送
		により回収
2月17日	第1回策定委員会	• 委嘱状交付
		• 地域福祉計画の意義
		・ 今回の社会福祉法改正に
		係る改正点を説明・討議
3月7日	第2回策定委員会	• 前回の指摘事項及び修正
		点を説明・討議
3月10日~3月27日	パブリックコメントの実施	市ホームページ等で実施

第3期たつの市地域福祉計画

発行年月:令和5年(2023年)3月

発行・編集:たつの市 健康福祉部 地域福祉課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1

Tel: 0791-64-3154Fax: 0791-63-0863